

第 4 回検討会の議論の概要
(第 7 回における論点関係)

※個別事案に関する御意見は除く

(労働時間の評価)

- 時間外労働の基準変更については、脳・心臓疾患の認定や過重労働対策の医師面接で 100 時間以上、80 時間以上、45 時間から 80 時間の間というところにも影響があるので、その切り方は慎重に考える必要があり、ここだけで決まるような議論でもないということも意識していただきたい。現状のままでよいと思う。(丸山先生)

- 現状案でいいと思う。労働時間を従属変数にした解析ではなかなか影響が出てこないで、睡眠時間、睡眠の質等を説明すると、初めて疾病との関係が出てくるという状況である。それとインターバルの観点を強度の総合的判断の中に入れると、更に良くなると思う。今の 80 時間以上でⅡとして、個別に「強」を決めていくという方法で問題ないと思う。(田中先生)

- 私たちが一般的に考えている、大体 5 時間しか物理的に眠れないときの時間外労働は 100 時間というのは、経験的に正しいと思っているので、100 時間を 1 つの基準にするのは、一般医学的、精神医学的な知見から離れていないと考える。睡眠の質については、アプリ等も駆使し、寝床にいる時間と睡眠時間との区別していくような調査をできる時代もくると思うが、現時点で医学的なデータがないので、当面は 100 時間を 1 つの基準に考えるのがよい。(荒井先生)

- 労働時間の全体的な基準については、現行の数値で動いていくということに妥当だと思う。特に労働時間の長さで持続期間で、単月なのか、2 か月連続なのか、3 か月なのかというところで、「強」「中」「弱」という形の基準がクリアに見えている。現行の基準は、時間がばらばらになってるが、修正案では整理がされているので、見やすくなっていると思う。それから、睡眠の質などを判断する際には、インターバルの長さ等も新たに加えているように思うので、わかりやすい形に修正が進んでいるのではないかと。(吉川先生)